

大阪高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 取立金請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年10月20日棄却・確定

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、令和2年5月12日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2020-14））

判 決

| | |
|-----------|--------|
| 控訴人 | Y1協同組合 |
| 同代表者代表理事 | A |
| 同訴訟代理人弁護士 | 古賀 大樹 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 上川 陽子 |
| 同指定代理人 | 野口 弘雄 |
| 同 | 那須 理恵 |
| 同 | 井上 裕貴 |
| 同 | 福山 命 |
| 同 | 吉村 正昭 |
| 同 | 今村 新平 |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

第2 事実の概要等

- 1 本件は、有限会社Bに対し、原判決別紙租税債権目録1記載のとおり、納期限を経過した法人税等から成る合計475万2750円の租税債権を有していた被控訴人が、控訴人に対し、国税徴収法67条1項の取立権限に基づき、上記会社が控訴人に対して有する立替金支払債権の取立てとして、平成28年5月分から同年8月分の合計447万5040円及びうち117万2738円（同年5月分）に対する支払期限の翌日である平成28年10月1日から、うち108万3317円（同年6月分）に対する支払期限の翌日である同年11月1日から、うち125万2347円（同年7月分）に対する支払期限の翌日である同年12月1日から、うち96万6638円（同年8月分）に対する支払期限の翌日である平成29年1月1日から各支払済みまで商事法定利率年6分（平成29年法律第45号による廃止前の商法514条）の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は、被控訴人の請求を、427万7060円及びうち112万0742円に対する平成28年10月1日から、うち103万5318円に対する同年11月1日から、うち119万6832円に対する同年12月1日から、うち92万4168円に対する平成29年1月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却したところ、これに不服の控訴人が控訴した。

3 当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 当事者の主張」（原判決2頁8行目から8頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁20行目末尾に「なお、同一覧表の「定額会費」の同年5月分及び同年8月分に記載の「5,000」は、それぞれ同年9月分（弁済期を同年9月30日とする。）及び同年10月分（弁済期を同年10月31日とする。）のものである。」を加える。

(2) 原判決6頁24行目の「対等額」を「対当額」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は、427万7060円及びうち112万0742円に対する平成28年10月1日から、うち103万5318円に対する同年11月1日から、うち119万6832円に対する同年12月1日から、うち92万4168円に対する平成29年1月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるものと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」（原判決8頁19行目から22頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁17行目から18行目にかけての「2万2500円」を「1万2500円」に改める。

(2) 原判決10頁6行目の「訴外会社の商号が記載されている。」を「法人の名称として訴外会社の商号が記載され、代表取締役としてCが記載されている。また、誓約書及び上記承諾書の「氏名」欄には、「C」との署名があり、「C」と刻した印鑑が押捺されている。」に、15行目の「訴外会社に対し」を「「B C」に宛てて」にそれぞれ改める。

(3) 原判決12頁6行目末尾に次のとおり加える。

「なお、Cは、上記入会の申込みに際し、Cの個人名の署名押印がされた誓約書及び療養費取扱に関する承諾書を差し入れているが、これは、これらの書類の署名押印欄に「氏名」とあることから、法人の代表者の氏名を記載する趣旨で個人名の署名押印をしたものと解する余地があり、上記事実は入会契約の当事者についての上記認定を左右するものではない。」

2 以上によれば、被控訴人の請求は、上記1の限度で理由があるからその限度で認容し、その余はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 太田 晃詳

裁判官 木太 伸広

裁判官 和田 将紀